租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の勧告等が行われ、土地所有者がこれに従って土地を譲渡する場合）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 農用地区域内の土地が市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画で指定された用途に供されるよう、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第 14 条第２項に基づく市町村の勧告等が行われ、土地所有者がこれに従って土地を譲渡する場合には、年 800 万円を限度として損金算入できることとする措置。
			《関係条項》 租税特別措置法第 65 条の５第１項第１号
4	担当部局		農林水産省　農村振興局　農村政策部　農村計画課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和８年５月～８月 分析対象期間：令和３年度～令和７年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 45 年度：農振法の勧告等の創設時に、併せて恒久措置として創設 昭和 48 年度：150 万円から 250 万円に引き上げ 昭和 50 年度：250 万円から 500 万円に引き上げ 平成元年度：500 万円から 800 万円に引き上げ（1 年間の時限） 平成２年度：500 万円から 800 万円に引き上げ（1 年間の時限） 平成３年度：500 万円から 800 万円に引き上げ
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置により、農業上の土地利用との適切な調整を図りながら、食料生産の基盤である農地を維持・確保することにより、国民の食料の安定的な供給を図る。

《政策目的の根拠》
○ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月 11 日閣議決定）
第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
Ⅰ 我が国の食料供給
2 食料自給力の確保
（3）農業の生産基盤の確保に向けた取組
① 農地の確保に向けた取組

我が国の農地面積は、荒廃農地の発生、農地転用等によって直近5年間では年間約 2.5 万 ha 減少し、2024 年の面積は 427 万 ha となっている。このうち、農用地区域内農地についても、農用地区域外への農地転用の誘導や担い手への農地の集積・集約化等による荒廃農地の発生防止が一定の効果を発揮しているとはいえ、直近5年間では年間約 0.8 万 ha の減少が続き、2023 年には国が定める 2030 年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積目標を下回った。

このような状況の中、宅地や工場等への無秩序な農地転用を抑制し、農業上の土地利用との適切な調整を図りながら、食料生産の基盤である農地を維持・確保していくことが必要である。また、全国に存在する 9.4 万 ha の再生利用が可能な荒廃農地（農用地区域内では 5.7 万 ha）（2023 年度末現在）について、その解消が進まず、横ばいの状況にあり、速やかに再生利用を進めることが必要である。

このため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第 62 号）により国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化等が講じられたことを踏まえ、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、農地の総量確保と適正利用の取組を推進する。また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）
（目的）
第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るとともに、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>[大目標]
　食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

[中目標]
　Ⅰ－1　我が国の食料供給

[政策分野]
　②　食料自給力の確保</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>　「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和７年６月）に掲げた令和 17 年の農用地区域内農地面積 390 万 ha の確保を図る。

※なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積（令和 17 年時点で 390 万ヘクタール）」を踏まえ、令和７年の目標値については、基準年（令和５年時点で 396.7 万 ha）から目標年（令和 17 年）までの期間（12 年間）に毎年均等で減少することとして算定し、395.5 万ヘクタールとしている。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>　市町村の勧告等が必要な場合には、本措置により所有権の移転等の円滑な実施が可能となり、秩序ある土地利用の形成が図られ、令和 17 年の農用地区域内農地面積 390 万 ha の確保に寄与するとともに、政策目的の「国民の食料の安定的な供給」に寄与。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>適用数（実績）
単位：法人
<table><tr><th>区分</th><th>令和
3年度</th><th>令和
4年度</th><th>令和
5年度</th><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th></tr><tr><td>適用数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>※　農村振興局農村計画課調べ。
※　租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれ、本措置分のみの適用数を抽出できないため使用せず、農村振興局農村計画課より都道府県に対して調査を行い把握した。
※　法人税、法人事業税及び法人住民税における適用数は同一。

【算定根拠】
　農村振興局農村計画課より都道府県に対して行った調査の結果、分析対象期間中の実績がなかったことから、算定は行っていない。</td></tr>
</table>

	② 適用額	適用額（実績） 単位：百万円 区分 / 令和3年度 / 令和4年度 / 令和5年度 / 令和6年度 / 令和7年度 適用額 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 ※ 農村振興局農村計画課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれ、本措置分のみの適用額を抽出できないため使用せず、農村振興局農村計画課より都道府県に対して調査を行い把握した。 【算定根拠】 農村振興局農村計画課より都道府県に対して行った調査の結果、分析対象期間中の実績がなかったことから、算定は行っていない。
	③ 減収額	減収額（実績） 単位：百万円 区分 / 令和3年度 / 令和4年度 / 令和5年度 / 令和6年度 / 令和7年度 減収額 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 ※ 農村振興局農村計画課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、本措置以外の租税特別措置等の減収額が含まれ、本措置分のみの減収額を抽出できないため使用せず、農村振興局農村計画課より都道府県に対して調査を行い把握した。 【算定根拠】 農村振興局農村計画課より都道府県に対して行った調査の結果、分析対象期間中の実績がなかったことから、算定は行っていない。
	④ 効果	《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》 農用地区域内農地面積の確保面積［実績］ 単位：万 ha 区分 / 令和3年度 / 令和4年度 / 令和5年度 / 令和6年度 / 令和7年度 面積 / 399 / 398 / 397 / 395 / 394 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ※ 農村振興局農村計画課調べ（農振法第5条の2第1項に基づく確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査） ※ 令和7年度の実績については、令和8年6月時点での暫定値。

				《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 直近5年間で実績はないが、市町村の勧告等による所有権移転等を行う場合に、譲渡益に課税されることが回避されることから、所有権移転等が円滑に進み、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保に寄与するものと考える。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 なし
				《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は、農用地区域内の土地が、農用地利用計画において指定された用途に供されていないため、農振法第14条第１項に基づき、市町村長がその用途に供すべき旨を勧告した場合において、所有権者等がその勧告に従わない等のときに、同条第２項に基づく所有権移転等に関する協議をすべき旨の勧告等が行われ、これに基づいて所有権移転等が行われる場合に適用されるものである。 適用数が僅少である原因は、同条第１項の勧告やそれに先立つ指導が行われた場合には、所有権移転等に関する協議が行われることを避ける観点から所有権者等が当該勧告等に従ってその土地を指定された用途どおりに供することとなることが一般的であり、本特例措置の対象となる同条第２項に基づく所有権移転等に関する協議をすべき旨の勧告等を発動するまでに至らないことによる。 一方、農用地利用計画は、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するための総合的な農業振興の計画であり、また、地域の農林業者の意向を反映した上で定められるものであることから、農用地区域内の土地が指定された用途に供されていない場合には速やかにその用途どおりに利用される必要がある。本特例措置は、市町村の勧告等による所有権移転等を円滑に進める上で有効であることから、今後も措置する必要がある。
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置は、農用地区域内の土地が、農用地利用計画に指定された用途どおりに利用されていない場合に、市町村の勧告等による所有権移転等を行うことで、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税収減を是認する効果がある。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	農地の所有権移転等を進めるためには、農地の所有権移転等に伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的である。このため、当該年度の税負担を軽減し、国等の予算額に左右されない租税特別措置の手法が適切である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、市町村が定める農業振興地域整備計画の農地利用計画に基づき実施することから、地方公共団体が協力するのは適当である。
11	有識者の見解		ー
12	評価結果の反映の方向性		本措置は、農用地区域内の土地が農用地利用計画において指定された用途に供されていない場合に、市町村の勧告等による所有権移転等が円滑に進み、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保に寄与することから、引き続き継続すべきである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年5月～8月